



## あなたの空き家を登録しませんか？ 富士市空き家バンク制度

空き家バンク制度は、市が宅建業者と協力して、空き家を利用したい人に紹介する制度です。「売りたい」「貸したい」など、空き家を所有している人は、ぜひご活用ください。

### 利用の流れ

#### 1 事前相談

住宅政策課に連絡し、次の要件を確認する。

- ・ 個人所有の空き家であること
- ・ 暴力団等の所有でないこと など

#### 2 宅建業者との媒介契約

宅建業者と売買または、賃貸の媒介を依頼する契約を締結（売買の場合は専任媒介契約）。

#### 3 登録申請

次の必要書類（①②は、住宅政策課で配布または、空き家バンクウェブサイトダウンロード可）を提出する。

- ① 空き家バンク登録申請書
- ② 空き家バンク物件登録カード
- ③ 宅建業者との媒介契約書の写し
- ④ 空き家の登記事項証明書
- ⑤ 空き家の写真・図面

#### 4 交渉・契約

登録が完了されると空き家バンクウェブサイトに掲載され、それを見

た利用希望者と宅建業者とで、交渉・契約を行います。

空き家バンク登録物件は、「富士市空き家リフォーム支援補助金」の対象となり、空き家を活用し、住みたい人にとって大きなメリットになります。

補助額／リフォーム費用に対し、最大80万円

対象／傷んだ箇所や古くなった水回りの改修など、居住のためのリフォーム費用

空き家は、放置すると劣化し、資産価値を損ねます。近隣に迷惑をかけることにもなります。使う予定がない場合は、売却や賃貸を考えてみませんか？



### 問合せ

住宅政策課（市役所7階）  
☎(55)2814 FAX(57)28028  
E to-jutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



## 「ご自身が主体となって講座を企画・運営してみませんか？」 市民プロデュース講座 受託者

市民プロデュース講座は、学んでみたいことや取り組んでみたいことを、市民の皆さんが主体となって企画・運営する講座です。令和7年度後期（11月以降）開講の受託者を募集します。

対象／市内在住・在勤・在学の人が中心となって組織し、次の4つの条件を全て満たす団体または個人

- ① 講座の企画・運営などに関する書類の作成・提出をすること
- ② 講座運営に係る業務を、全て受託者が主体となって完結できること（受講生の募集などは市が実施します）
- ③ 応募書類提出後に行うヒアリングに対応すること
- ④ 平日の日に市や受講（希望）者からの問合せに速やかに対応できること

※応募多数の場合、新規受託者を優先する場合があります。

企画テーマ／次の9つのテーマからいずれかを選択し、講座を企画

- ① 安全・安心・安心できる暮らしを守るまち
- ② 子育て・教育・文化・スポーツ（次代を担うひとを育むまち）
- ③ 健康・福祉（支え合い健やかに過ごせるまち）
- ④ 環境豊かな環境を保ち継承するまち
- ⑤ 産業（活力を創り高めるまち）
- ⑥ 観光・シティプロモーション（魅力

を活かし人と人を繋ぐまち）  
7 まちづくり（快適な暮らしを続けられるまち）

8 デジタル変革（誰もがデジタルの力で「価値」の高い生活を送るまち）

9 SDGs（SDGsの理念を実現するまち）  
募集期間／1月7日～2月28日

講座の実施時期・回数／11月～令和8年2月・計2～6回

ところ／各地区まちづくりセンターまたは富士市教育プラザ

※今泉・原田まちづくりセンターは除く。委託料／上限8万円

申込み／2月28日（金）の17時まで、市ウェブサイトで電子申請するか、応募書類に必要事項を記入し、直接社会教育課（土・日曜日、祝休日を除く）へ

※応募書類・募集要項は、社会教育課（八代町1-1富士市教育プラザ1階）で配布、または市ウェブサイトからダウンロードできます。

※応募書類の提出後にヒアリングを行い、4月上旬に審査の上、受託者を決定します。

### 問合せ

社会教育課  
☎(30)6820 FAX(30)6821  
E mckouzai@ex.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら